

# 県国民健康保険室コーナー



## 国民健康保険の保健事業の助成について

平成29年度も早いもので4カ月を過ぎました。厳しい暑さが続く中、国保担当の皆様におかれましては、窓口対応など、多忙な日々を過ごされているかと思えます。

今回は、国民健康保険の保健事業の助成について紹介いたします。

国民健康保険の保健事業に対する助成とは、市町村国保保険者が実施する独自の国民健康保険の保健事業に対する助成であり、国特別調整交付金の一種です。

例年、4月末ごろに国から県に助成対象事業の通知がなされ、県から市町村国保主管課に申請の有無を照会しており（今年度はH29.4.26付医整第252号で通知）、今年度はおよそ半数の市町村から申請がありました。

今回は、その中からどのような事業を行うことで、助成が受けられるかを以下に例示します。

### 特定健診未受診者対策

- 特定健診を複数年受診していない者、医療機関で生活習慣病の治療を行っている者など抽出条件を設定し、業者へコールセンター業務を委託して、電話による受診勧奨等を行う。  
→ 業務委託料のうち全額が助成対象※
- 一定期間のうちに特定健診を受診しなかった者に対し、ハガキ等を送付し、受診勧奨を行う。  
→ ハガキ等の作成を業者へ委託する場合、印刷製本費のうち原則全額が助成対象※  
ハガキ宛名をシールへ印刷・貼付する場合、消耗品費のうち必要分が助成対象※  
ハガキ等を発送する際の郵送料（通信運搬費）のうち原則全額が助成対象※

### 特定健診受診者のフォローアップ

- 特定健診を受診したが保健指導が未利用の者のうち、ある健診項目の数値が一定以上の者や、重点取組地区（年度毎に決定）に在住する者などへ、臨時採用の専門職が訪問指導を実施する。  
→ 報酬・賃金等のうち当該事業分が助成対象※
- 前年度に特定健診を受診した者が今年度も特定健診を受診するきっかけとなるよう、受診券等の発送と併せて、前年度の結果を同封する。  
→ 前年度結果の作成に必要な委託費（受診結果作成料等）の原則全額が助成対象※
- 保健指導を実施中の者に対し、中間評価として健診を実施する。  
→ 特定健診での検査項目と同じ検査項目に限り、市町村負担分が助成対象※  
（独自項目は対象外、自己負担がある場合は対象経費から減額）

### 早期介入保健指導事業

- 地区医師会等へ委託し、特定健診の対象外とされている20代や30代の者を対象とした健診を実施する。  
→ 特定健診での検査実施項目と同じ検査項目に限り、市町村負担分が助成対象※

### 健康教育

- 保健指導の実施日に、血流観察等を通して疾病や健康への教育を行う。  
→ 機材等を管理する業者への委託費が原則全額助成対象※

※各項目の対象経費の合算額が、市町村規模（被保険者数）による限度額の範囲内で助成されます。

地域の特性に合わせた、今後の事業展開の参考となれば幸いです。

なお、申請にはいくつかの条件がありますので、翌年度に申請を考えている市町村の方はお気軽にご相談ください。